

発行 公益財団法人 杉並区障害者雇用支援事業団
〒168-0072 杉並区高井戸東4-10-26
TEL 03-5346-3250 FAX 03-5346-3253
<http://members.jcom.home.ne.jp/sugi-jigyodan/>

職業準備性向上に向けての取り組みについて

当事業団が運営している、就労移行支援事業所「杉並区障害者雇用支援センター」では、日々就職に向けてコミュニケーション面を中心に職業準備性向上のための訓練を実施しています。また、地域に向けても職業準備性向上のためセミナーを開催しています。今号では、その取り組みについてご紹介いたします。

訓練における取り組み SSTの実施

ワークサポート杉並における就労移行支援事業では、月2回（社）宮城県精神保健福祉協会みやぎ心のケアセンター地域支援課長 片柳光昭氏による社会性向上を目的としたSST（社会生活技能訓練）を実施しています。このSSTでは「嬉しい気持ちを伝える」「上手に頼みごとをする」「歓迎される行動、言動を増やす」等、会社に就職後、役立つ内容になっています。進め方も、初めに参加者の気持ちを「晴れ」「曇り」というように、天気置き換えリラックスした状態から入り、当日のセッションの説明、見本提示、小グループ別のロールプレイから振り返りと、大変分かりやすい流れになっています。参加者にも好評で、SSTの日を楽しみにしている方も多く、成果としても自己認知が進んだという方が多数おります。今後も片柳先生のご協力を戴き、プログラムの充実を図っていきたいと思います。



進行の説明



グループ別のロールプレイ

地域への取り組み 啓発セミナーの開催

毎年区民の方を対象に「ワークサポートセミナー」を開催していますが、今年度は就職準備性を中心に、企業・学校・地域施設の方々から話しを伺いました。第一部は企業の取組としてソランピュア株式会社(特例子会社)の清水氏より「雇用の考え方、指導の実際、職業準備性とは」について講演を戴きました。企業は「社会人が集まる所」という理念のもと、自らが取り組めること、自己認知を進めること、職業準備性とはその方のライフサイクルに合わせて身につけていくこと等大変内容のある話しを伺いました。第二部では、東京学芸大学附属特別支援学校進路指導担当の尾高氏より「暮らし」の重要性、「やれること、やるべきこと、やりたいこと」など自己理解の重要性について話しを伺うことができました。また、尾高氏の研究された、業種別に求められる職業準備性についても説明を戴き、今後の支援に大変参考になりました。地域施設につきましては、利用者の障害状況や、多機能型と単独型の取組の違い及びその現状についてお伝えしましたが、残念なことに時間の関係で、予定していた課題の整理までは話しを進めることができませんでした。ご参加戴いた皆様からも、地域の状況を聞きたかったとのご意見を多数頂戴しましたので、今後もこのような催しを続けていきたいと思います。



企業の取組についての説明



学校の取組について説明

『就職準備セミナー』を行いました。

平成25年11月11日（月）にスマイルなかので、「障害者のための就職準備フェア『就職準備セミナー』」が、新宿区勤労者・仕事支援センター、中野区障害者福祉事業団、ワークサポート杉並、ハローワーク新宿、東京障害者職業センターの主催で行いました。

第1部は、“就職準備講座 ～働くため必要なこと～”と題して、知的障害のある方と精神障害のある方のそれぞれに講話を聴いてもらう場を設けました。参加者の皆さんは、東京障害者職業センターのカウンセラーによるわかりやすく簡潔な講話を熱心に聞いていました。

第2部は、職場実習を実施する企業に関する“企業説明会 ～企業を知ろう～”を行いました。来たる12月9日（月）に行なわれる『職場実習相談会』の面接に参加する企業6社の人事担当者から、事務補助や調理補助、ビル清掃などの作業内容についての具体的な説明を聞きました。

就職に向けての熱い思いを胸に抱いて集まった約130名近くの参加者のうち杉並からは、本人・保護者・施設職員を合わせて73名の方が参加し、大変な盛り上がりを見せていました。



職業準備講座



企業説明会



ワンポイント豆知識

ステップアップ雇用について

週20時間以上の就業を目指す精神障害者及び発達障害者を3か月から12か月の間試行的に雇用（ステップアップ雇用）した場合に奨励金（月2万5千円）が支給される制度です。また、同時に2人以上5人以下のグループで精神障害者及び発達障害者をステップアップ雇用し、支援担当者を選任した場合は、グループ雇用奨励加算金（月2万5千円）が支給されます。ただし、対象者が本人の都合により休暇を取得した場合、ステップアップ雇用期間中に対象者の都合により離職した場合、ステップアップ雇用期間中の途中で常用雇用へ移行した場合など、雇用期間が一か月に満たない月は、就労を予定していた日数に対する実際に就労した日数の割合に応じて、支給額が変わります。

（厚労省発行「雇用の安定のために」より）

新しい職員を紹介します

足立隆嗣 10月1日付け
担当 地域開拓促進コーディネーター

今までは、地域での生活・相談支援に携わって来ました。
その経験を活かして就労支援していきたいと思っております。
どうぞ、宜しくお願い致します。

就職しました（9月・10月）

事務補助	3名
清掃	3名
平成25年度累計	51名

写真については、ご本人の了解を得て掲載しています。

